

伊丹市立生涯学習センター大規模改修工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて

伊丹市立生涯学習センター大規模改修工事の契約金額を変更するため、下記のとおり請負契約の一部を変更する契約を締結する。よって、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年伊丹市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

令和2年7月16日締結した伊丹市立生涯学習センター大規模改修工事の請負契約中「契約金額 金802,780,000円」を「契約金額 金825,011,000円」に改める。

令和3年2月19日提出

伊丹市長 藤原 保幸

(参 考)

1 工事の名称及び位置

名称 令和2年度伊丹市立生涯学習センター大規模改修工事  
位置 伊丹市南野2丁目3番25号

2 契約の方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の  
2第1項第2号の規定による随意契約

3 契約金額

金825,011,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金75,001,  
000円）

4 契約の相手方

住 所 尼崎市玄番南之町4番地

名 称 株式会社柄谷工務店

代表者 取締役社長 柄谷 順一郎

5 工事変更の概要

床・壁・天井の改修工事の増等